

## 令和2年度 第2回 岡山県国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日 時 令和2年11月26日(木) 午後2時00分から午後3時00分
- 2 場 所 ホテルメルパルク岡山1階「泰平Ⅱ」
- 3 出席者(委員) 時實委員、安達委員、植木委員、佐藤委員、田頭委員、加藤委員、  
浜田委員、足羽委員、南委員、堀瀬委員、國定委員  
(事務局) 則安保健福祉部参与、國富健康推進課長、高原長寿社会課長、  
池宗国民健康保険団体連合会事務局長、県・国保連合会担当職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 概 要
  - (1) 挨拶
  - (2) 議事
    - 事務局から資料に基づき説明し、その後質疑応答を行った。
    - 運営方針の改定案について、県と市町村の協議状況等を踏まえて「適当」である旨を答申することが了承された。
      - ・岡山県国民健康保険運営方針の改定案
      - ・令和2年度前期の医療費等の動向
      - ・令和2年度国保制度運営スケジュール
      - ・その他

### 《主な質疑内容等》

#### 【岡山県国民健康保険運営方針の改定案】

委 員：オンライン資格確認の実施に当たり何かデメリットはないのか。

事務局：医療機関側において設備導入などのイニシャルコストがかかることが挙げられる。現在、国において、カードリーダーの提供やシステム改修費の補助がなされているが、最近では上限額まで100%補助を行う追加的な財政支援で整備促進を図っている。しかしながら、全面移行ではないため、医療機関側にとっては、オンライン資格確認が始まる当初は、混在期として、被保険者証とマイナンバーカードという2種類の対応を図ることとなる。

また、ランニングコストに係る支援がないことや、接続を光回線限定とする条件のため地域によっては導入したくてもできないところが発生することも考えられる。

委 員：マイナンバーカードの現在の普及状況はどのくらいか。

事務局：11月現在で、全国平均では21.8%、県平均で19.3%となっている。

委 員：オンライン資格確認に係る医療機関等における整備を来年3月までに6割を目指す

とされているが、県内における今の対応状況はどのくらいか。

事務局：資格確認の際に使用するカードリーダーの申込状況でみると、病院が29.8%、診療所が15.4%、歯科診療所が5.8%、薬局が31%という状況である。

委員：予防・健康づくりについて県と市町村で一体となってどのように取り組むのか。

事務局：取組の土台となるデータ分析の部分については県が行うことで、各市町村のデータ分析等を通じて、働きかけが効果的となるターゲットを示し、健診や保健指導をもっと受けていただく取組を市町村に促すなどして、市町村が課題を絞り込み、取り組みやすく支援していく。また、糖尿病などについては、県全体で予防や治療、悪化防止に係る医療機関等との連携システムがあるので、各市町村にも活用して取り組んでいただく。そうした市町村が分析などに時間をかけなくても、すぐ取り組めるよう、県においてできるだけ対応してまいりたい。

#### 【令和2年度前期の医療費等の動向】

委員：医療費の推移は資料のとおりだが、財政的に捉えた場合、保険料収入と合わせて考えてみて、コロナウイルスの影響があるといえるのか。

事務局：国保財政は、当初算定した見込みに基づいて保険料等を設定して、運営をしている。保険料収入の面でいえば、コロナウイルスの影響で被保険者の所得減少により保険料減免がなされた場合、国が減収分を全面的に補填して、制度が円滑に進むように対応していただいている。財政的にいえば、減収分は国により補填がなされ、医療費も下がればその分だけ支出も減ることから、安定的に推移しているところではではないかと考えている。

委員：被保険者の推移が、令和2年度で減少傾向が緩やかなのはなぜか。

事務局：考えられるのは、年代別人口から、今年度に後期高齢に移行する方が少ないこと、また、コロナの雇用に与える影響により国保から抜けて社保加入する方が減少しているといった要因が大きいと考えている。

委員：改定案6ページの国保世帯主の構成割合を見ると、50%ぐらいは無職の方で、それから被用者の方が3割ぐらいいるようだが、国保から社会保険（被用者保険）に入るといえるのは、被用者でありながら、非正規とかにより社会保険に加入できていなかった方が、正社員になったというパターンによるものが多いのか。

事務局：国保における被用者の部分については、被用者でありながら、社保の加入条件となる、従業員数や勤務日数などを満たしていない人が国保に入っている。社保に新たに加入というのは、正社員といった社保加入条件で雇用される場合ということになる。

#### 【その他】

委員：運営方針の所々で、愛育委員、栄養委員の活用について触れられているが、愛育委員、栄養委員の成り手がいない。実際に活動すればとても勉強にはなるが、受けていただくことに苦勞しており、理解していただくための何か方法はないか。

事務局：成り手がいないという話はよく耳にするところであり、課題として認識している。  
それぞれの市町村の愛育委員会等でも工夫されているが、やりがいがあったという  
実感をしていただける活動にしていくことや、省力化にも可能な限り取り組んでい  
くことなどが重要であると考えている。

以上